

国法保険会社導入機運高まる米国保険業界

保険研究部門 小松原 章
komatsu@nli-research.co.jp

1. 国法保険会社設立法案提出の背景

米国の保険会社は原則として州の監督規制のもとで保険業務を営んでいる。連邦規制を受ける国法銀行と州規制を受ける州法銀行の2重銀行制度を有する銀行とはこの点で規制上の大きな相違が見られる。

州による保険会社の規制についてはこれまでも業界側などにより効率性の観点（規制の州間の相違による非効率性）からそのあり方に強い関心もたれていた。とりわけ、90年代末に成立した金融制度改革（Gramm-Leach-Bliley法（GLB法））により金融持株会社方式で、銀行、証券、保険を傘下に入れてグループ体経営を行うことが可能となったことを受け、生保業界は銀行等との競争上著しい不利益を受けるとの危機感を持つに至り、銀行類似の国法保険会社制度導入を含めての規制の見直しを議会、監督当局等に強く要請していた。

このような中で、本年4月に上院議員のジョン・スヌヌ（John Sununu）、ティム・ジョンソン（Tim Johnson）両議員により連邦免許の国法保険会社導入を目指した国法保険会社法案（National Insurance Act of 2006）が連邦議会に提出された。

2. 法案の概要

今回の法案の概要は以下のとおりであるが、国法保険会社構想はすでに米国生命保険協会等がこれまで議論を重ね、具体的なドラフトとして内容を整備していたこともあり、業界側の意向を概ね反映した内容となっている。

要約して説明すると、財務省内に国法保険会社専管の監督機関を設置するとともに、既存の保険会社、保険募集人は自らの選択で国法保険会社、国法保険募集人となることなど、現行の2重銀行制度に準拠したものとなり、主な内容は次のとおりである。

国法保険監督機関の設置

財務省内に国法銀行監督機関（OCC）類似の独立の監督機関（Office of National Insurance）を設置し、その長官は5年任期の大統領任命とする。

国法保険会社への変更選択権

既存の保険会社は任意に国法保険会社になることができる。

国法保険募集人への変更選択権

既存の保険募集人は任意に国法保険募集人になることができる。なお、国法保険募集人は国法保険会社および州法保険会社の保険募集を行うことができる。

財務健全性規制

法定会計基準、自己資本規制（RBC）、責任準備金規制、投資規制等の財務健全性規制についてはNAIC（全米保険監督官協会 保険監督官の相互調整機関）制定のモデル規則等を採用する。ただし、採用後5年経過時点で連邦監督当局はこれら規則を改正することができる。

契約者保護措置

支払不能会社等の再建・清算については国法保険監督機関が財産保全管理人として保険会社の全業務を代わって行う。国法保険会社は原則として各州の支払保証協会に加入するものとし、各州の支払保証協会は所定の限度額までの支払保証を行う。

このように、今回の法案は国法の保険会社、監督機関を新設する一方、保険会社に対する各種規制についてはNAICのモデル法等既存の州のインフラを活用する格好となっている。既存の州法保険会社・募集人に対する州の監督権限確保のほか、各州が保険会社に課す保険料税についても、国法保険会社への課税権を各州に留保させるなど州の既得権に関わる配慮もなされている。

3. 州など関係団体の反応

このような議会の動きに対して米生保協会、米損保協会、米エージェント・ブローカー協会、米銀行・保険協会（米銀行協会傘下の業際問題担当組織）など従前より全米レベルでの統一的な規制を要請してきた団体は歓迎の意を表明している。とりわけ、米生保協会は州規制の不統一による経営機動性の抑制効果に以下のような強い危機感を抱いていたことから意欲的である。

例えば、GLB法成立直後の米生保協会の上院宛文書によると、国法銀行は新商品導入に際して規制上の明確な認可を要しないため、数週

間で全米レベルでの販売が可能となると記している。また、証券会社は連邦の単一認可であるため、新商品認可に要する期間は3、4ヶ月であるとしている。これに対して、生保の場合（某大手生保）は、各州単位での認可を要する上、各州の法令自体の相違および同一法令であっても解釈に幅があることから、認可に要する期間は6ヶ月から2年にも及ぶとされている。

したがって、生保商品は銀行、投信との競合が激しいことから、商品認可に関わる機動性欠如は競争上および契約者の利便性確保上致命的欠陥であると認識されていた。

このような議会、業界の動きとは逆に、NAIC、州の監督当局は、国法保険会社構想に対して既存の州規制を消滅させるとともに、契約者の混乱、市場の不確定性をもたらすものとして強く反対している。州側はこれまで推進してきた統一化の行動をさらに徹底し、州間の調和化による規制の現代化を行うべきとしている。

具体的には、現在進めている州際協定（Interstate Compact）による商品認可の統合化（具体的商品基準を作り、単一の組織が迅速に認可を行う制度）を推進するなどにより効率化を実施すべきとしている。NAICの州際協定発効には26州の参加を要することとされているが、5月末時点ですでに27州の参加が確定している。

4. 今回提案の意義

今回の議会提案は成立の如何に関わらず、州の規制の統合化に大きな影響を与える効果が期待される。従来より連邦が動くとなれば州はこれに刺激されて迅速な行動を起こすパターンが見られることから、双方のシナジー効果による規制の刷新が行われれば、保険会社の競争力向上および顧客の利便性確保に資することが少なくないものと考えられる。